

2025 年度後期 小樽商科大学 高等教育の修学支援新制度のしおり (日本学生支援機構給付奨学金+授業料等減免)

《目次》

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要	・・・ 2 ページ
II. 支援要件、支援区分及び支援内容	・・・ 4 ページ
III. 授業料徴収猶予制度	・・・ 8 ページ
IV. 既に制度を利用している（給付奨学生の資格を持つ）者	・・・ 9 ページ
V. 申請手順（これから新規に申請する者）	・・・ 10 ページ
VI. 採用後の手続き	・・・ 13 ページ

－ 注意事項 －

◆大学からの連絡について

受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明したり、成績基準を満たさない場合の追加書類が生じたりした場合、大学メールアドレス (g1~@edu.otaru-uc.ac.jp のアドレス) へ追加書類の提出等を指示することがあります。そのため大学メールアドレス宛のメールを Outlook から常に確認し見落とすことがないようにお願いいたします。

※原則、大学メールアドレスへ連絡しますが、緊急時には大学に登録されている電話番号宛に連絡する場合があります。

また、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

(学生支援課学生支援係)

TEL : 0134-27-5245 E-Mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

申請受付後であっても、大学から追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

また、提出書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、減免等の許可を取り消すこととなりますので十分注意してください。※懲戒処分等の対象となる場合があります。

◆奨学金に関する問い合わせ先について

奨学金に関して質問等がある場合は、学生センター窓口（学生支援係）に直接申し出るか、本学 HP に設置している「お問い合わせフォーム」から質問してください。（本学では寄せられた質問を附番して記録保存し、順に回答を実施するため、直接上記 TEL・E-Mail への質問等には原則応じません。）

(在学生・卒業生等 お問い合わせフォーム)

<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要

- ・ 「高等教育の修学支援新制度」とは、文部科学省により 2020 年 4 月から実施されている制度です。
- ・ 本制度では、①日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）による給付奨学金の支給と、②授業料等の減免（入学料・授業料の減免や全額支援）の、2つの支援を受けることができます。
- ・ 本制度の対象は、JASSO の定める基準（学業・家計等）を満たす世帯の学生となります。JASSO が審査を行い、各学生に「支援区分」を定め、その「支援区分」に応じて給付奨学金や授業料等減免の内容（採否、金額等）が決定されます。
- ・ よって、授業料等減免の支援を希望し受けるためには、給付奨学金の支給を望まなくても必ず、大学への授業料等減免の申請だけでなく、給付奨学金への申請（又は既に採用者であること）が必要となります。
- ・ なお、2025 年 4 月から、従来の支援内容に加えて、制度に「多子世帯の大学等授業料等無償化」が拡充されました。授業料等全額支援のみを希望し給付奨学金が不要であっても、給付奨学金へ申請し奨学金給付額 0 円の給付奨学生になる必要があります。

【修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除のしくみ(2020 年4月～)】

高等教育の修学支援新制度 学びを、お金で、あきらめない。

2020年4月からスタートした返還不要の給付型奨学金と授業料・入学金の減免が拡大中！



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生が対象で、入学生も在学学生も対象です！

世帯収入などの要件を満たしていること & 進学先で学ぶ意欲がある学生であること

★高校までの成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認!!

対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校が対象です。

★通いたい学校・在学している学校が対象かはこちらからチェック！



どんな支援が受けられるの？

世帯年収や、扶養する子供の数の状況に応じ、返還不要の給付型奨学金や授業料・入学金の減免・免除が受けられます。

授業料・入学金の減免を利用することにより、家計負担が減少(イメージ)

国からの支援 ※支払いが減免

給付型奨学金を利用することにより家計負担が減少(イメージ)

国からの支援 ※現金の支給

支援額は？ ※支援額は単位未満を四捨五入しています。

授業料等減免の上限額(年額)

国公立か、私立かや、学校種に応じて支援額が変わります。

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

①扶養する子供が1人又は2人の場合

上限額まで支援 2/3まで支援 1/3まで支援 1/4まで支援

～約270万円 ～約300万円 ～約380万円 ～約600万円(※1)

(※1)私立理工農系のみのみ、ただし大学・高専は1/3まで支援

②扶養する子供が3人以上の場合(R7～)

上限額まで支援

所得制限なし

給付型奨学金の支給額(年額)

国公立かや、私立かのほか、通学形態に応じて支援額が変わります。

		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	35万円	80万円
	私立	46万円	91万円
高等専門学校	国公立	21万円	41万円
	私立	32万円	52万円

上限額まで支援 2/3まで支援 1/3まで支援 1/4まで支援

～約270万円 ～約300万円 ～約380万円 ～約600万円(※2)

(※2)多子世帯のみ。

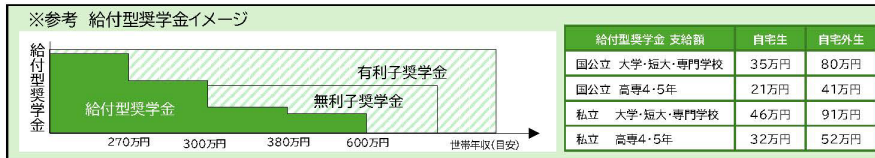
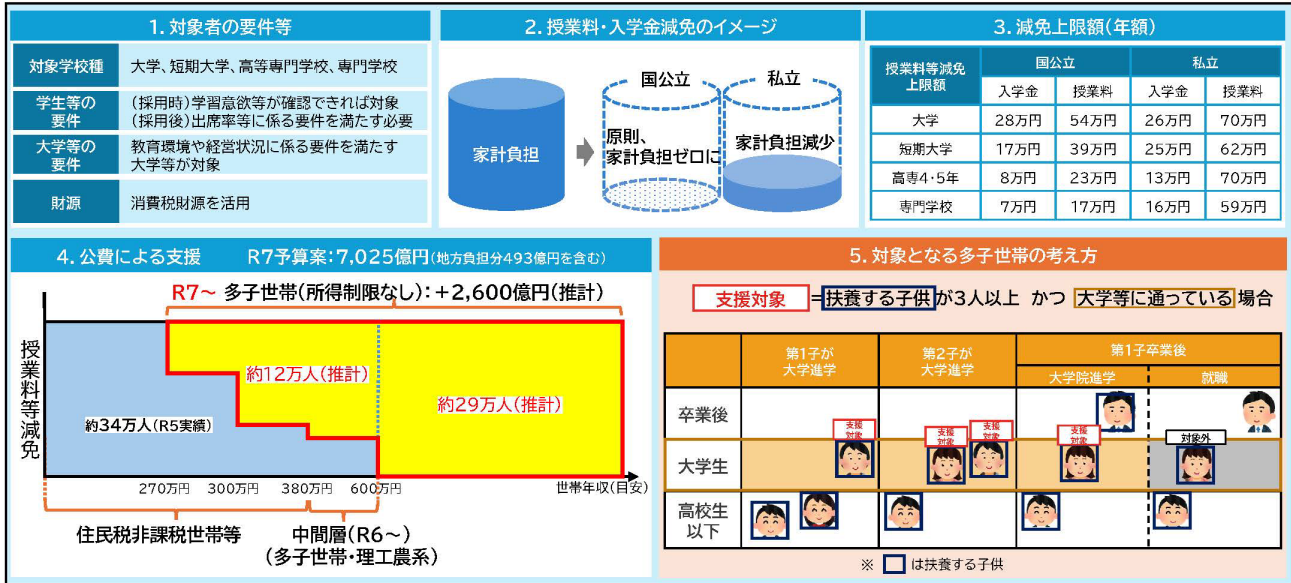
まずは、在籍する高校や大学等、もしくは、日本学生支援機構(0570-666-301)に相談！

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)に基づき多子世帯の学生等に対して大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。

⇒高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。

※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。



こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)抜粋

高等教育費により理想のこども数を持てない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずる**こととし、対象学生に係る学業の要件について必要ない見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ (「高等教育の修学支援新制度」の拡充)



開始時期	令和7年度～(入学生及び在学生) ※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。	所得に関する要件	所得基準 制限なし
支援対象	子供3人以上の世帯の学生	学業意欲・成績に関する要件	採用前 学修意欲があれば採用 採用後 学修意欲と成果を毎年確認
支援金額	授業料70万・入学金26万 (私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援) ※現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。	※「高等教育の修学支援新制度」における各要件の詳細やQ&Aについては、文部科学省ウェブサイトを確認	
申込手続	令和7年度入学後各学校窓口で (各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます) ※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。	QRコード	

扶養する子供が3人以上の世帯が対象

※○が多子世帯の支援対象

- 3人以上を同時に扶養(経済的に支援)している間は、第1子から支援対象
- 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報(マイナンバー)で扶養する子供の数を確認

- 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準

要件を満たした学校が対象

- 一定の要件を満たした学校が対象(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)

対象となる大学等の一覧はこちら

Ⅱ. 支援要件、支援区分及び支援内容

本学に在学している人で、以下の(1)から(4)のいずれにも該当する人が支援対象となります。全て満たしている方が申請できます。

本書類では給付奨学金制度の一部を抜粋して説明していますので、詳細は、本書類とともに配付している「[2025 年度奨学金案内ダイジェスト](#)」及び JASSO の HP に電子版のみで掲載されている「[2025 年度在学者用給付奨学金案内](#)」(以下「案内」という。)の各項目をご確認ください。

(1) 大学等への入学時期等に関する要件 (該当しない人は申請できません)

「案内」をご確認ください。その要件の中で、「高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人」と定められておりますので、本制度では、大学院生や、3浪以上の学部生等は対象外ということになります。

(2) 学業成績等に係る基準 (該当しない人は推薦できません)

在籍年数	学業成績に係る基準
入学後1年を経過していない人 (主に1年生・編入生)	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。 ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。 ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。 ※ ①、②に該当しなかった場合、申請後に別途③の学修計画書の作成・提出を求めることがあります。
入学後1年以上を経過した人 (主に2年生以上)	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。 ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。 ※ <u>採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます</u> 。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できればこの基準を満たすことになります。 ※ ①に該当しなかった場合、修得した単位数が標準単位数以上であれば、申請後に別途②の学修計画書の作成・提出を求めることがあります。

(3) 家計に係る基準 (該当しない人は採用されません)

あなたと生計維持者が、次ページの「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があるあります。

(4) 在留資格等に関する要件 (日本国籍でない場合)

外国籍の人は、在留資格等によっては申請できません。詳細は、「案内」をご確認ください。つまり、在留資格が「留学」の場合は申請できませんので、本制度において、私費外国人留学生は対象外ということになります。

○支援区分と収入基準

収入については、JASSO に提出されたマイナンバーにより、後期（秋採用）では、2024 年（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入に基づく 2025 年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか、JASSO が判定します。生計維持者の考え方を含めて詳細は、「案内」を確認してください。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（支給額算定基準額の合計が 100 円未満） ・世帯（年収目安）：非課税世帯（～270 万円）
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること ・世帯（年収目安）：準非課税世帯（270 万円～300 万円）
第Ⅲ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること ・世帯（年収目安）：準非課税世帯（300 万円～380 万円）
第Ⅳ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満であり、多子世帯に属していること ・世帯（年収目安）：中間層（380 万円～600 万円）かつ多子世帯
（上記以外の）多子世帯	〃 の支給額算定基準額の合計が 154,500 円以上で収入基準外だが、多子世帯に属していること ・世帯（年収目安）：中間層以上（600 万円～）かつ多子世帯

※支給額算定基準額の計算式は、「案内」を確認してください。また申請前に、収入基準を満たすかどうか、以下の 3 通りの方法で確認しておくことをおすすめします。ただし、ご自身で試算された結果が支給の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合もありますが、逆に支給の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合もあります。

- （1）「進学資金シミュレーター/奨学金シミュレーション」を使う（JASSO ホームページ）
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>
- （2）市町村役場で取得できる課税証明書を使って自分で計算する
- （3）「支給額算定基準額判定ツール」を使う（JASSO ホームページ）※入力にあたっては、課税証明書に記載されている数値に基づいて入力ください
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/shienkubun.html

多子世帯の条件は次ページで説明します。

○資産基準

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が 5,000 万円未満であること。詳細は、「案内」を確認してください。

○多子世帯の条件について

前ページの表の「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が原則として3以上であり、かつ、あなた自身が生計維持者に扶養されている子どもである場合をいいます。

- ・あなたが奨学金申込時（奨学生として既に採用されている場合には、在籍報告時）に入力したあなたの生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子どもに該当する者の数
- ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

市町村民税情報における扶養親族の数については、2025年度後期（秋採用）の場合、2024年12月31日時点の扶養状況で、生計維持者（父母）に扶養されている子どもの数が3人以上であれば、多子世帯の条件に合致することとなります。

- ・多子世帯である場合の例：

本人（世帯の次男）が本学に在学しており、その他に世帯に長男、長女がいる。2025年4月に世帯の長男が就職して扶養から外れ、2025年9月現在扶養されているのは世帯で2人である。

→2024年12月31日時点で、その長男が扶養されていたということであれば、長男も多子世帯の条件における扶養されている子どもの数に含まれることになり、2025年度後期（秋採用）における多子世帯の条件に合致します。

また、2024年12月31日時点の扶養状況では多子世帯に合致しないが、2025年1月1日～2025年8月31日までに生まれた新たな子を含むことによって、扶養されている子どもの人数が3人になるという者は、別途対象者のみの書類を提出することで、多子世帯に判定される場合がありますので、しおりを読んで書類を揃え、大学窓口にすぐご相談ください。

なお、第Ⅰ区分～第Ⅲ区分の収入基準にあって、多子世帯に属している場合は、支援区分の後ろに「（多子）」が付いて表記されます。（例 「第Ⅱ区分（多子）」）

○支援内容（原則修業年限の終期まで受けられます）

支援区分	給付奨学金（月額）		授業料等減免
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分 第Ⅰ区分（多子）	29,200円（33,300円）	66,700円	全額支援
第Ⅱ区分 第Ⅱ区分（多子）	19,500円（22,200円）	44,500円	3分の2支援
			全額支援
第Ⅲ区分 第Ⅲ区分（多子）	9,800円（11,100円）	22,300円	3分の1支援
			全額支援
第Ⅳ区分（多子）	7,300円（8,400円）	16,700円	全額支援
（上記以外の）多子世帯	支援なし		全額支援
支援区分なし	支援なし （不採用者及び採用後休停止中や廃止となった者は支援区分なしとなります）		減免なし

- ・多子世帯の場合、授業料等減免は全て「全額支援（＝全額免除）」となります。

・新たに給付奨学金に申し込む場合、申込時に「自宅外通学（＝あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のこと）」を選択し、既に自宅外通学している者であっても、当初は「自宅通学（＝あなたが生計維持者と同居している状態のこと）」の支給月額が振り込まれます。

自宅外通学の振込みは、自宅外通学証明書類等を大学所定の期限までに提出し、JASSO にて不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。「案内」も必ずご確認ください。

※書類を提出してから JASSO での審査終了までに3か月程度かかります。

※「自宅外通学」が認められた月の振込額は「当月分」+「これまでの差額」となります。

ただし、所定の期限までに不備のない書類の提出がなく、JASSO にて遅れて審査終了となった場合は、証明書類等が JASSO にて不備なく受け付けられた月から自宅外月額に変更されます。

※自宅外通学証明書類等の提出方法については、採用決定後の奨学金採用者説明会にてあらためて説明します。

・給付奨学金を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます（これを併給調整といいます）。

この場合、奨学金申込時に選択した月額から調整（減額又は増額）されることになりますので注意してください（一定の期間0円となる場合もあります）。「案内」も必ずご確認ください。

支援区分	併給調整時の第一種奨学金貸与月額	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分（多子世帯含む全て）	0 円	0 円
第Ⅱ区分（多子世帯含む全て）	0 円	0 円
第Ⅲ区分	20,300 円（25,000 円）	13,800 円
第Ⅲ区分（多子）	0 円	0 円
第Ⅳ区分（多子）	0 円	0 円
多子世帯	300 円	6,300 円

・今後毎年度、給付奨学金受給者に対して実施される適格認定（家計・学業成績等）により、4月・10月から奨学金の支給が止まったり、10月に支援区分が見直されたりすることにより支援額（給付奨学金の支給月額と授業料等減免額）が変わることがあります。

※適格認定については採用決定後の奨学金採用者説明会にてあらためて説明します。現時点で認定の詳細を確認したい場合は JASSO の HP や「案内」を確認してください。

・生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要としている人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、給付奨学金月額、併給調整時の第一種奨学金貸与月額が各表のカッコ内の金額となります。

Ⅲ. 授業料徴収猶予制度

授業料について特別の事情により期限までの納付が困難であると認められる学生に対して、願出により授業料の徴収猶予を許可することがあります。本制度の希望者は、毎年度、「前期」と「後期」ごとに「授業料徴収猶予制度」に申請する必要があります。

「高等教育の修学支援新制度」により授業料等の一部支援を受けられる場合でも、本制度を希望しないとき、減免されなかった授業料等の残りの金額については、減免等の決定通知に記載される大学所定の期日までに速やかに納めなくてはなりません（**本制度への申請がない者は、減免等結果通知時期からあまり期間を空けずに授業料を納付していただくこととなります**）。

よって、本制度を希望する者は、ホームページから「**授業料徴収猶予願**」をダウンロード・印刷し内容を記入してから、電子データ（画像、スキャンしたPDF、Wordファイルなど）に変換し、**授業料免除等申請書類提出フォーム**から提出してください。

【申請期限：10月24日（金）17：00】

※提出期限後の申請は受け付けられませんので、余裕をもってご提出ください。

○「授業料徴収猶予願」様式の掲載場所

大学 HP ホーム > 在学生 > 高等教育の修学支援新制度、入学料・授業料の免除、徴収猶予
> IV. 授業料徴収猶予 > ◆申請に係る様式

URL: <https://www.otaru-uc.ac.jp/student/exemption/>

【ダウンロード先 QR】→



【提出先】

授業料免除等申請書類提出フォームから提出してください。

URL: <https://www.otaru-uc.ac.jp/student/exemption/jugyouryou/>

本制度に申請し、許可された者の納付期限は下記のとおりとなります。なお、これを **2026 年度前期**以降も每期受けるためには、授業料等の徴収猶予も每期申請しなければなりません。

★徴収猶予を申請し、許可された者の授業料残額納付期限

・学部 4 年時のうち過年度生 **2026 年 2 月 13 日（金）**

・上記以外の学生 **2026 年 2 月 27 日（金）**

※以下のいずれかに該当する場合は、徴収猶予の対象にはなりません。

1. （1 年生の後期以降）前の期分の授業料を滞納している場合
2. 既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した場合

IV. 既に制度を利用している（給付奨学生の資格を持つ）者

★はじめに 2025 年 9 月 4 日（木）以降にスカラネット・パーソナルでご自身の 2025 年 10 月からの支援区分を必ずご確認ください。

（１）原則

→2025 年 10 月からの支援区分に基づき自動的に授業料等減免申請者として取り扱います。そのため新たに申請書類を提出する必要はありません。

※現在、多子世帯でない第Ⅱ・Ⅲの支援区分である者（＝授業料等減免全額支援ではない者）で授業料残額の徴収猶予を希望し申請する場合は、「Ⅲ. 授業料徴収猶予制度」の内容を参照の上、ホームページから「授業料徴収猶予願」をダウンロード・印刷し内容を記入してから、電子データ（画像、スキャンした PDF、Word ファイルなど）に変換し、【10 月 24 日（金）17：00 まで】に、授業料免除等申請書類提出フォームから提出してください。

※ただし、2025 年 9 月 4 日（木）以降にスカラネット・パーソナルから確認した支援区分で、JASSO からは多子世帯の支援区分に認定されなかったが、2025 年 1 月 1 日～2025 年 8 月 31 日までに「新たに生まれた子等」のいる世帯は、新たに多子世帯に判定できます。該当する者は、下記の書類を持参の上、【10 月 24 日（金）まで】に学生センター窓口（学生支援係）へ相談、提出してください。

- ・「「新たに生まれた子等」の数の申告書」
- ・「対象となることを示す公的証明書類の写し等」：申告書様式内にケースごとの証明書類の例が記載されていますので、それに基づいて証明書類のコピーを用意してください。

（２）支援区分がない者（＝適格認定（学業）の結果により、学業成績不振で 4 月から支援区分が休停止中となっている者が該当します。なお、休学や交換留学の理由で休停止中の者は該当しません。）

→本制度による授業料等減免を受けることが出来ません。そのため、2025 年度後期は 11 月 25 日（火）に授業料の口座引き落としを行います。

ただし、授業料等の徴収猶予を希望する場合は、別途申請が必要となります。「Ⅲ. 授業料徴収猶予制度」の内容を参照の上、ホームページから「授業料徴収猶予願」をダウンロード・印刷し内容を記入してから、電子データ（画像、スキャンした PDF、Word ファイルなど）に変換し、【10 月 24 日（金）17：00 まで】に、授業料免除等申請書類提出フォームから提出してください。

V. 申請手順（これから新規に申請する者）

○申請の流れ（「案内」の記載とは一部異なり、本学独自の流れがありますのでご注意ください。）

- （１）申請関係書類の取得
- （２）各種書類の記入
- （３）スカラネット入力
- （４）インターネットによるマイナンバーの提出
- （５）「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送
- （６）大学へのフォーム送信

（１）申請関係書類の取得

学生センター内に以下４点の書類を設置しておりますので、学生ご自身で書類を取得してください。

- ・「**2025 年度後期** 小樽商科大学 高等教育の修学支援新制度のしおり（給付奨学金+授業料等減免）」（本書類）
→しおりの後ろに以下の（該当者のみ）様式もホチキス留めで付属していますので、提出する場合は取り外して記入してください。
（該当者のみ）「**新たに生まれた子等**」の数の申告書」
- ・「**2025 年度奨学金案内ダイジェスト**」
- ・「スカラネット入力下書き用紙」（以下「下書き用紙」という。）
- ・「**奨学金確認書兼地方税同意書**」のセット（黄緑色の封筒。封入されている同意書はそれぞれ違うIDが印字され、流用・電子取得不可）

多子世帯の判定は、本申請で提出するマイナンバーを通じて JASSO が取得する情報により行いますが、**2025 年 1 月 1 日～2025 年 8 月 31 日までに「新たに生まれた子等」のいる世帯も、多子世帯に判定できます。**該当する者は、下記の書類を持参の上、**【10 月 24 日（金）まで】に学生センター窓口（学生支援係）へ相談、提出してください。**

- ・「**新たに生まれた子等**」の数の申告書」
- ・「対象となることを示す公的証明書類の写し等」：申告書様式内にケースごとの証明書類の例が記載されていますので、それに基づいて証明書類のコピーを用意してください。

「**奨学金確認書兼地方税同意書**」のセット以外の様式等は、大学 HP からご自身で電子版をダウンロード及び印刷して用意することが可能です。

【掲載場所】

本学ホームページ→「在学生」→「授業料・奨学金」→「高等教育の修学支援新制度、入学料・授業料の免除、徴収猶予」→「I. 学部生（留学生、3 浪以外の者）」→「◆申込方法」及び「◆申請に係る様式」

(2) 各種書類の記入

「下書き用紙」、「奨学金確認書兼地方税同意書」に必要事項を記入し、作成してください。書類に間違いや質問が多い内容のみ抜粋しますので、下記の留意点に従って記入を進めてください。

「下書き用紙」については以下のとおり記入してください。

「識別番号の入力」 ユーザーID : 101001 パスワード : gqud8d2e

「奨学金学種（学校）・申込の選択」 必ず「大学」と「定期採用」を選択すること

「ログイン」 「奨学金確認書兼地方税同意書」に印刷されている申込 ID と初期パスワードを記入

以下からは「希望する奨学金」の列に「全員」「給付」と記載されている項目を記入してください。（ただし、給付と同時に貸与奨学金の新規申込みを希望する場合は、「第一種・第二種」の項目も記入してください。）

「STEP3 ②奨学金申込情報」

「1. 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を希望しますか」：

必ず「希望します」を選択すること

「2. 貸与奨学金」：同時に新規申込みを希望する場合のみ選択すること。既に貸与を受けており、貸与奨学金の種類を変更しない場合は、「希望しません」を選択すること。

「STEP3 ③あなたの在学情報」

【(3) 学部（科）名】 → 「商学部」

【(9) 正規の修業年限】 → 4 年 0 か月

※過去に休学や留年をしたことがあってもこのとおりに記入すること

【(10) キャンパス住所】 → 〒047-0034 北海道小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

【(11) （生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している場合のみ） 自宅外住所】

→ 「自宅外通学」となるあなたの現住所（今住んでいる住所）を記入すること

※記入するのは実家住所ではありません

※現住所と住民票に記載された住所が異なっている場合、現住所を記入すること

「STEP6 ⑧貸与奨学金返還誓約情報・給付奨学金本人情報」

(4) あなたの現住所を記入してください。

※現住所と住民票に記載された住所が異なっている場合、現住所を記入すること

※ただし、申込者本人のマイナンバーを申込時に提出できない場合は、住民票住所を記入すること

(5) 電話番号：自宅電話番号がなければ「自宅」の欄は空白としてください。

「STEP7 ⑨あなたの家族情報」

父母がいる場合、生計維持者①及び②に情報を記入してください。

また、3. と 4. の生計維持者①及び②の扶養親族を全員入力してください。

※不足があると、正しく多子世帯認定されない場合があります。

あなたと生計維持者の資産の額をそれぞれ記入してください。

【マイナンバー（個人番号）の提出等に関する入力内容記入欄】

個人番号提出可否の選択は、原則として「提出できます」を選択してください。

「奨学金確認書兼地方税同意書」については以下に従って記入してください。

- ・「申込者本人」の欄は、必ず本人が記入してください。

※現住所と住民票に記載された住所が異なっている場合、現住所を記入すること

- ・「申込者本人の身元確認書類」の欄には、身元確認書類（例 学生証）のコピーを貼り付けてください。

- ・「生計維持者①及び②」の欄は、父母が必ず各自で記入してください。

※父母が遠方に住んでいる場合は、この同意書を父母に送付して自署してもらうことになりますので、余裕をもって父母に依頼、送付してください。

なお、「案内」に記載されている【該当者のみ】の書類（外国籍、社会的養護を必要とする人、マイナンバーを提出できない人 等に係る書類）については、ご自身が提出対象となる場合に、別途、学生センター奨学金担当窓口へ至急相談してください。

（３）スカラネット入力

提出期限（後述のスケジュール参照）までに、スカラネットにより入力を行ってください。入力は、「下書き用紙」を参照し、奨学金の給付を受けるあなた自身が入力することになります。生計維持者等に入力を任せることは認められませんので、「下書き用紙」の段階で必要事項を確認しておいてください。本制度と JASSO の貸与奨学金を同時に申込む場合は、1 回の入力で同時に申し込みできます。入力には、「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込 ID」及び「初期パスワード」も必要となります。スカラネットによる入力手順は「案内」27 ページ以降を参照してください。

入力完了後に表示される受付番号を「下書き用紙」1 ページ目の欄に転記してください。

（４）インターネットによるマイナンバーの提出

スカラネット申込完了後にスカラネット「メインメニュー」画面からアクセスできるマイナンバー提出用サイトからマイナンバーを提出します。提出手順は「案内」31 ページ以降を参照してください。

※マイナンバー提出可否の選択は、原則として「提出できます」を選択してください。

※提出するのは「マイナンバーカード」ではなくマイナンバー（番号）です。カードを発行していない、失効しているからといって、マイナンバーを提出できないと届け出るのはやめてください。（「提出できない」を選択するのは、やむを得ない事情があって番号を持っていない方のみです。）

（５）「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

インターネットによるマイナンバーの提出完了後 1 週間以内に、大学ではなく、専用の封筒で直接 JASSO に簡易書留で郵送してください。郵送の前には必ずコピーを取り、手元に控えを残してください。

（６）大学へのフォーム送信

（３）～（５）全ての完了後速やかに、下記大学 HP に掲載する「高等教育の修学支援新制度に係る申請完了報告フォーム」に必要事項（学生番号、氏名、スカラネットの受付番号等）を入力して送信してください。この送信内容をもって、後期の授業料口座振替を停止いたします。

フォーム送信を怠った場合には、授業料口座振替が実施されてしまいますので、必ず送信してください。

※授業料等減免結果が通知されるまで、授業料の納付は猶予される制度ではありますが、フォーム送信がなければ停止することができません。

【フォーム掲載場所】

本学ホームページ→「在学生」→「授業料・奨学金」→「高等教育の修学支援新制度、入学料・授業料の免除、徴収猶予」→「Ⅰ. 学部生（留学生、3 浪以外の者）」

○提出期限・初回振込（採用）スケジュール

	(3) スカラネット入力 (4) インターネットによるマイナンバーの提出 (5) 「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送 (6) 大学へのフォーム送信	(参考)「奨学金確認書兼地方税同意書」の JASSO 必着期限 (期限に間に合いそうになくともとにかく送ってください)	初回振込日	採用区分
第 1 回	9 月 25 日 (木)	9 月 30 日 (火)	11 月 11 日 (火)	11 月採用
第 2 回	10 月 26 日 (日)	10 月 31 日 (金)	12 月 11 日 (木)	12 月採用

なお、特別な事情（病気等）を除き、原則、上記期間を超えて提出・入力することを認めません。特別な事情があった者は、その詳細な理由とともに速やかに学生センター窓口（学生支援係）へ申し出てください。

○学生センター窓口開放時間

月曜日～金曜日	授業のある期間	8 : 30～12 : 00、13 : 00～19 : 30 ※ただし、17 : 15～19 : 30 は夜間主コース学生の講義に関すること等の専用窓口であり、奨学金担当者は原則不在
	授業のない期間	8 : 30～12 : 00、13 : 00～17 : 15
土曜日・日曜日・祝日・年末年始		閉鎖

※授業のない期間とは、夏季、冬季、春季休業や臨時休業及び定期試験期間のうち夜間主コースの試験のない日などです。

VI. 採用後の手続き

採用者は、決定通知の前にまず初回振込日に奨学金の振込があります（原則、毎月 11 日振込）。不採用の場合又は JASSO にて審査に時間を要し採用保留状態のときは振込がありません。

その後、JASSO から採否に伴う書類（奨学生証、不採用通知書類等）が大学へ到着しますので、以下の時期に[大学メールアドレス \(g1~@edu.otaru-uc.ac.jp のアドレス\)](mailto:g1~@edu.otaru-uc.ac.jp)宛に通知を行います。採用者には説明会を開催しますので、その具体的な日程はメール通知に記載します。一方、不採用者には、学生センター窓口にて通知書を配付しますので、その受取期限をメール通知に記載します。

採用者説明会では、採用決定に伴う書類を交付し、この後、大学に対して提出が必要な書類を含む事項を、採用者へ説明します。必ずメール通知を確認の上、説明会に出席してください。ただし、採用者が少ない場合には、説明会ではなく、個別に学生センター窓口にて書類を配付し簡単に説明を行いますので、ご注意ください。

採用区分	メール通知時期	採用者説明会（又は個別配付）実施時期	最初の授業料等減免結果の通知時期
11 月採用	11 月下旬	11 月下旬～12 月上旬	12 月中
12 月採用	12 月下旬	12 月下旬～1 月上旬	1 月中

その他、採用決定後の概要は「案内」を確認してください。採用以降も、電子媒体による毎年の手続き等がありますので、本しおり冒頭に記載のとおり、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

○（採用後）授業料等減免の審査・結果の通知方法について

・授業料等減免の審査及び授業料等の徴収猶予申請・審査は、每期（前期・後期）行います。每期しおりを作成して案内しますので、今年度後期以降も、每期必ずその内容を確認してください。

・高等教育の修学支援新制度への申請者・利用者（現在、停止中の者を除く）は、授業料等減免の審査結果通知を受け、その通知に記載される期日まで、授業料の支払いが猶予されます。したがって、その通知があるまで授業料の支払いは生じません。

※2025 年度後期は 11 月 25 日（火）に授業料の口座引き落としがありますが、申請者・利用者については口座引き落としを行わず、支払いが猶予されます。

・学内で授業料等減免の審査を行った後、最初の結果通知は前ページの表の時期にメール又は書面で行います。その方法は下記のとおり、決定した支援内容によって分かります。

・「全額支援（＝全額免除）」となった者については結果をメールで通知します。大学メールアドレス（g1～@edu.otaru-uc.ac.jp のアドレス）宛にメールを送信します。

・「一部支援（＝一部免除）」や「不許可」となった者については、結果を書面で通知します。（授業料関係通知送付先（本人又は保護者）へ授業料納付用の「コンビニエンスストア専用払込取扱票」と併せて郵送します。）

・審査の結果、「一部支援」や「不許可」となった場合は、減免されなかった授業料等の残りの額（「不許可」となった者は授業料等の全額）を結果通知に記載された期日までに納付しなければなりません（結果通知時期からあまり期間を空けずに納付していただくこととなります）。

ただし、前述の「Ⅲ. 授業料徴収猶予制度」のとおりに申請し、許可された者の納付期限は下記のとおりとなります。なお、これを 2026 年度前期以降も每期受けるためには、授業料等の徴収猶予も每期申請しなければなりません。

★徴収猶予を申請し、許可された者の授業料残額納付期限

- | | | |
|-----------------|------------|--------------------|
| ・学部 4 年時のうち過年度生 | ・・・・・・・・・・ | 2026 年 2 月 13 日（金） |
| ・上記以外の学生 | ・・・・・・・・・・ | 2026 年 2 月 27 日（金） |

「新たに生まれた子等」の数の申告書【第2版】

標記について、証明書類を添えて以下のとおり申告します。

奨学生番号（奨学生に採用されている方）	520
受付番号（奨学金を申し込む方） 登録番号（予約採用の採用候補者）	—
氏 名【本人署名欄（自署）】	
学籍番号	
「新たに生まれた子等」の数	人

「新たに生まれた子等」とは

以下の(ア)～(エ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子 ※【対象期間】に生まれた方に限ります。	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の <u>出生日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子 ※【対象期間】に委託された方に限ります。	里親委託証明書等、 <u>委託開始日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 ※【対象期間】に特別養子縁組した方に限ります。	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、 <u>縁組した日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(エ)生計維持者と生計を一にしていると認められる者 ※【対象期間】に生計維持者との死別・離婚等の事由が発生したことにより該当する方に限ります。 以下のいずれかを選択し、□に✓を記入してください。 「その他」の場合は、具体的な事由を記入してください。 □ 死亡 □ 離婚 □ その他（ ） ※その他の事由（暴力等から避難、生計維持者が行方不明・意識不明等）がある場合には、学校の指示に従ってください。	以下の①～③ <u>全ての書類</u> について、提出が必要です。 ①世帯全員の住民票写し（直近3か月以内に発行された、 <u>個人番号</u> 部分を非表示としたもの） ②戸籍謄本写し等、事由及び事由発生日が確認できる公的証明書類（離婚の場合は戸籍謄本写し、死別の場合は住民票除票写し又は戸籍謄本写しを添付） ③児童手当額改訂通知書等のコピー等、現在の生計維持者の「扶養する子」の数について確認できる公的証明書類（児童手当を受給していない場合は、現在の生計維持者及び「扶養する子」全員の健康保険証（有効期限内に限る）の表面のコピー又は保険者が発行する被保険者資格証明書のコピーを添付）

【対象期間】について

下表の（今あなたがおこなっている）手続きにより、当てはまる期間を確認してください。

手続き		対象期間
2024年度以前採用の 給付奨学生 （家計急変採用者を含む）	2025年 4 月判定	2024/ 1 / 1 ～ 2025/3/31 （※）
2025年度適格認定（家計）	2025年10月判定	2025/ 1 / 1 ～ 2025/8/31
予約採用の採用候補者	進学届提出：2025年 4 月～ 6 月	2024/ 1 / 1 ～ 2025/3/31
在学採用（一次・二次） の申込者	申込：2025年 4 月～ 6 月	2024/ 1 / 1 ～ 2025/3/31
	申込：2025年 9 月～11月	2025/ 1 / 1 ～ 2025/8/31
緊急採用・応急採用の 申込者	申込：2025年 4 月～ 9 月	2024/ 1 / 1 ～ 2025/3/31
	申込：2025年10月～2026年 3 月	2025/ 1 / 1 ～ 2025/8/31
家計急変採用の申込者	申込：2025年 4 月～ 9 月	2024/ 1 / 1 ～ 2025/3/31
	申込：2025年10月～2026年 3 月	2025/ 1 / 1 ～ 2025/8/31
定期採用等から家計急変 採用への変更申込者	書類学校受付：2025年 4 月～ 9 月	2024/ 1 / 1 ～ 2025/3/31
	書類学校受付：2025年10月～2026年 3 月	2025/ 1 / 1 ～ 2025/8/31
家計急変採用者の支援 区分見直し	適用期間の始期：2025年 4 月～ 9 月	2024/ 1 / 1 ～ 2025/3/31
	適用期間の始期：2025年10月～2026年 3 月	2025/ 1 / 1 ～ 2025/8/31

※家計急変採用者で、支援区分の適用期間が2024年9月以前に開始している場合は2023/1/1～。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

学校 記入欄	電話番号	—	
	担当者名		
	学校番号		区分